破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１９号
和歌山県岩出市船戸1110番地の35
債務者　須山　幸治
1　決定年月日時　平成26年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　智仁
4　破産債権の届出期間　平成26年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月28日午後２時15分
6　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第４８号
北海道旭川市神楽岡３条５丁目６番５号
債務者　高辻　　博
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯塚　正浩
4　破産債権の届出期間　平成26年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月17日午後２時40分
6　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５６５号
神奈川県小田原市寿町４丁目12番３号
債務者　内藤美紀子
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　大輔
4　破産債権の届出期間　平成26年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月23日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第８１５号
仙台市青葉区小松島新堤５番２号
債務者　板橋　修一
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　皆川　　潤
4　破産債権の届出期間　平成26年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月26日午前10時５分
6　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１２号
岡山市南区泉田１丁目５番17号、旧住所岡山市南区当新田312番地５
債務者　片山　幸子
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飛山　美保
4　破産債権の届出期間　平成26年４月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月20日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２９号
仙台市若林区伊在字屋敷47番地　パレドゥエトワール201
債務者　安齋　吉晃
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　芳人
4　破産債権の届出期間　平成26年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１８号
奈良県宇陀市榛原萩原2026　エバーハイム榛原203・205号　宇陀市障がい者けあほーむたんぽぽ、住民票上の住所奈良県宇陀市榛原上井足783番地
債務者　片岡　郁治
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星野さゆり
4　破産債権の届出期間　平成26年４月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月19日午前10時５分
6　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２３５号
長崎県長崎市宿町171番地　松尾ビル302、旧住所長崎市大浜町1605番地１　コアマンションマリナシティＥ―605号
債務者　田山三枝子
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植木　博路
4　破産債権の届出期間　平成26年３月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月16日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１９号
金沢市米泉町６丁目88番地１
債務者　長田　　稔
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　雅代
4　破産債権の届出期間　平成26年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月21日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２５２号
札幌市東区北15条東16丁目１番５―504号
債務者　首藤　　浩
1　決定年月日時　平成26年２月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　亜林
4　破産債権の届出期間　平成26年３月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月４日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７９号
東京都青梅市東青梅３丁目８番地の２ヨシザキマンション303
債務者　大濱　純一
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉盛　勝久
4　破産債権の届出期間　平成26年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月23日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４５号
千葉県柏市旭町１丁目14番３―509号
債務者　貴島　久江（旧姓持丸）
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本麻里子
4　破産債権の届出期間　平成26年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月28日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２８号
北海道中川郡幕別町字栄180番地の３
債務者　萩原　彩加
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木野村英明
4　破産債権の届出期間　平成26年４月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月15日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第３５号
東京都武蔵村山市大南１丁目150番地の１奥住コーポ102号
債務者　鈴木　富雄
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斎藤　和将
4　破産債権の届出期間　平成26年３月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部